

## 第5章 施策の展開

地域福祉計画の体系図に基づき各事業を具体的に展開していきます。

なお、本計画においては、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「再犯防止推進計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」の3つを包含しており、それぞれの計画に関しては、【第6章 重層的支援体制整備事業実施計画】～【第8章 成年後見制度利用促進基本計画】で詳しく記載しています。

地域福祉計画の取り組みの中には、包含する各計画において取り組むべき事業が含まれており、どの包含計画に関連する事業かが明確になるよう、「事業名または取り組み名」の後ろに以下のとおり表記を付しています。

- 重層的支援体制整備事業実施計画で取り組むべき事業  
＜重層支援＞
- 再犯防止推進計画で取り組むべき事業  
＜再犯防止＞
- 成年後見制度利用促進基本計画で取り組むべき事業  
＜成年後見＞

また、包含する各計画内の「関連する取り組み」は、以下のルールで記載しています。

“基本目標番号”“(基本方針番号)”“主な取り組み番号”

例A)基本目標1 > 基本方針(1) > 主な取り組み①地域福祉の意識醸成 の場合  
→ 1(1)①

例B)基本目標2 > 基本方針(3) > 主な取り組み③住みよい地域の構築 の場合  
→ 2(3)③

なお、基本方針ごとに、用語の説明を記載しています。

## 基本目標1 人づくり～お互いに理解し合える意識の醸成～

### 基本方針(1) 支え合い、協力し合う福祉のこころづくり

#### 取り組みのポイント

地域は人々によって成り立っており、そこに住む住民一人ひとりの意識や関心が地域福祉の推進には大切な力となります。地域福祉の基盤として、誰もが「支える側」「支えられる側」になる可能性があることを理解し、互いに助け合い、協力し合う福祉のこころを育てることが重要です。

#### <主な取り組み>

##### ①地域福祉の意識醸成

地域福祉への関心を高めるとともに、住民一人ひとりが地域の課題に積極的に関わり、互いに思いやりを持ちながら支え合うこころを育むことを目的に、福祉に関するイベントの開催などの啓発活動を推進します。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
更生保護事業の民間 協力者に対する表彰  <再犯防止>	更生保護事業の発展に長年貢献いただいた方を顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるよう取り組むことで更生保護の理解促進を図ります。	福祉政策課
「社会福祉大会」等の 開催	「市民福祉の日」を記念した社会福祉大会等を開催することで、福祉をより身近に感じてもらい、地域福祉の理解促進を図ります。	福祉政策課 社会福祉協議会
福祉協力校・研究校の 委嘱・助成をはじめと した福祉学習の推進	市内の小中学校を社会福祉協力校・研究校として委嘱し、授業・行事・クラブ活動などさまざまな場面で福祉教育の取り組みを広げます。併せて、地域団体等との連携という別の手法も活用し、児童・生徒が自分たちの暮らす地域について主体的に考える機会を創出するなど、学校における福祉教育を総合的に推進します。	社会福祉協議会
「とよはし子育て応援 フェス」の開催	こどもが健やかに成長し、子育て家庭がゆとりを持って子育てを楽しめるように、子育てを社会全体で応援する意識の醸成を図る「とよはし子育て応援フェス」を開催します。	子育て支援課
人にやさしいまちづく り推進事業	出前講座「人にやさしいまちづくり塾」等を実施し、障害をもった方の話や車椅子体験等を通して、思いやりの心やバリアフリーの必要性を意識してもらえるようにしていきます。	建築指導課

## ②情報提供等による理解促進

助け合い活動や協力活動を地域福祉の基盤とするために、講座や研修会等を開催し、地域福祉に関する情報を提供します。その情報を通じて市民が地域福祉の重要性を理解し、地域社会へ主体的に関わるきっかけを作ります。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
関係機関等との連携 による広報・啓発 ＜再犯防止＞	地域住民の犯罪をした者等に対する適切な理解を深め、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支える再犯防止に向けた機運を醸成するため、刑事司法関係機関や矯正施設と連携し、それぞれの取り組み等を知る機会をつくるなど、啓発活動を行います。	福祉政策課
「社会を明るくする運動」の実施 ＜再犯防止＞	毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」強調月間では、街頭啓発をはじめ、さまざまな機会を活用し、犯罪や非行から立ち直るために必要な支援に関して、地域住民の正しい理解を深め、協力を得られるように啓発活動を行います。	福祉政策課
成年後見制度の理解 促進 ＜成年後見＞	成年後見制度について、成年後見支援センターによる講座、講演会、出前講座の実施などの啓発活動により、理解を広めます。	福祉政策課
障害者理解啓発事業	障害者の権利擁護やコミュニケーション手段の利用促進に向けて、研修や出前講座を実施するほか、パンフレットの配布等により広く啓発します。また、職員、保育園や学校等の関係機関並びに各事業所を対象に、障害の特性や合理的配慮、窓口での対応方法等の理解を深めるための研修を行います。	障害福祉課
福祉サービスやボランティア活動の情報発信	社会福祉協議会の活動をはじめ、地域の福祉情報やボランティア情報、そして各種イベントの案内などを掲載した「とよはし社協だより」や「ぼらんていあ通信」を配付することで、広く情報発信を行います。また、ホームページでの情報発信に加えて、LINEやインスタグラムなどのSNSを活用し、幅広い世代に向けて発信します。	社会福祉協議会
児童虐待防止のための 広報・啓発事業	児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボン等を用いて、イベントへの参加などによる啓発活動のほか、講演会や研修等を開催します。また、11月を「児童虐待防止月間」と位置づけ、児童虐待防止のためのさまざまな広報・啓発活動を集中的に行います。	こども若者支援センター

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
ユニバーサルデザイン 推進事業	誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、出前講座を開催するほか、小中学校への教材の貸出を実施することで、ユニバーサルデザインの啓発に努めます。	政策企画課
地域人権啓発活動 事業	人権擁護委員による、こどもから大人まで多様な世代を対象とした人権啓発活動を積極的に展開することで、すべての市民に対して互いの人権を尊重することの重要性を啓発します。	市民協働推進課
DV予防啓発事業	DV啓発チラシの配布や高校生向けの出前講座を開催することで、DVの理解促進を図るとともに、相談窓口の周知や地域社会全体でDVを許さない環境づくりを行います。	市民協働推進課
薬物依存に関する 広報・啓発	薬物乱用の危険性・有害性について広く周知する普及啓発活動により、薬物乱用の未然防止を図るとともに、正しい理解を広めます。	保健医療企画課

## 用語説明

### ◎更生保護とは

犯罪をした者や非行のある少年が社会の中で健全に更生できるよう支援し、再犯の予防を図るための活動。社会の中で立ち直りを助けるためには、地域住民から更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠であり、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにつながる。

### ◎福祉協力校とは

豊橋市社会福祉協議会が、社会福祉に関する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めることを目的として事業を行う市内の小中学校及び高等学校を福祉協力校として委嘱。委嘱期間は原則3年間。

### ◎福祉研究校とは

社会福祉協力校の委嘱を終了した学校で、終了後も協力校として事業の継続を希望し、豊橋市社会福祉協議会が委嘱することにより効果が期待できる学校のこと。委嘱期間は原則2年間。

### ◎人にやさしいまちづくりとは

お年寄り、障害のある方、けがや病気のある方、妊産婦や乳幼児連れの方等、誰もが安心して暮らし、気軽に出かけられるまちをつくること。

### ◎社会を明るくする運動とは

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。

#### 【主な活動内容】

- ・街頭イベント等における啓発活動
- ・小中学生を対象とした「社会を明るくする運動」作文コンテストの実施
- ・広報とよはしやホームページなどさまざまな媒体による広報

### ◎成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などのため判断能力が十分でない方に対し、財産管理や身上保護等により支援するための制度。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3類型から成り、家庭裁判所が成年後見人等を選任する。

※詳しくは、85ページの用語説明をご覧ください。

### ◎ユニバーサルデザインとは

年齢、性別、身体的特徴、言語等の違いに関係なく、はじめからすべての人にとって利用しやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていきこうという考え方。

## 基本目標1 人づくり～お互いに理解し合える意識の醸成～

### 基本方針(2)地域福祉活動を推進するための担い手づくり

#### 取り組みのポイント

地域福祉の推進には、地域住民等が課題解決に向け、ともに助け合い、支え合う地域福祉活動も大切です。その地域福祉活動を進めるためには、行政だけでなく、多くの方々の協力や参加が欠かせません。特に、ボランティアなど地域福祉活動を支える担い手の力は重要です。

#### <主な取り組み>

##### ①情報発信と積極的な参加促進

地域福祉活動への参加を希望する人が必要な情報を簡単に得られるよう、活動内容を分かりやすく整理するとともに、積極的に情報を発信します。また、ボランティアに関する相談窓口を設置し、イベントを開催するなど参加しやすい環境の整備に努めます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
アクティブシニア活動 促進事業	アクティブシニア(元気高齢者)を増やすため、幅広い層の高齢者向け情報誌「アクティ」を発行し、年齢を重ねても自らの持つ能力や経験を生かした活動を紹介することで、高齢者の社会参加を促します。	長寿介護課
ボランティアセンター の運営	ボランティア活動の拠点施設である「ボランティアセンター」の機能充実を進め、市民にボランティア活動への参加を促すとともに、活動を継続しやすくするような環境整備やボランティア関連情報の相談支援体制を整えます。	社会福祉協議会
市民活動推進イベント の実施	豊橋市民センター及び松葉公園にて、市民活動団体の見本市として、活動の紹介・体験ブースを設置するなど、多くの市民や団体が交流できるイベントを開催することで、地域活動への参加を促します。	市民協働推進課

## ②担い手の発掘と養成

地域福祉活動を支える担い手不足を解消するため、多様な人々が参加するきっかけとなるような各種養成講座等を実施することで、さまざまな地域福祉活動に貢献できる人材を育成します。それにより、地域福祉活動の幅を広げ、地域全体の活力を高めていきます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
更生保護の担い手確保に向けた取り組み ＜再犯防止＞	出前講座による保護司の役割や活動についての周知や広報紙の発行のほか、更生保護女性会の活動を分かりやすく発信するなど、担い手確保に向けた取り組みを積極的に実施します。	福祉政策課
市民後見人の養成と活動支援 ＜成年後見＞	専門職や親族等ではない市民の立場から、地域において広く権利擁護支援の担い手として活躍する人材である市民後見人の養成を行います。また、養成講座修了者の活躍の場づくりなど活動支援を行います。	福祉政策課
ほの国体操リーダー養成講座	豊橋市オリジナルの「ほの国体操」を指導するボランティアを養成することで、介護予防活動を推進し、高齢者の心身機能の維持向上を図ります。	長寿介護課
認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座	認知症に関する正しい知識、対応方法を学んだ認知症サポーターを養成するため、地域や企業、学校などでキャラバンメイト(講師)による認知症の正しい知識の普及と支援者の養成を行います。ステップアップ講座では、地域で活動できる人材(チームオレンジメンバー)の養成を行います。	長寿介護課
生活・介護支援サポーター養成事業 ＜重層支援＞	地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、高齢者宅へ訪問する傾聴ボランティアや住民参加サービスの担い手の養成を行います。	長寿介護課
民生委員活動事業	地域住民の身近な相談役であり、支援を必要とする市民と行政や関係機関をつなぐパイプ役である民生委員児童委員の活動を支援することで地域福祉の推進を図ります。	生活福祉課
ボランティア養成講座	福祉ボランティア養成を目的とした各種講座を開催し、福祉のまちづくりのための人材の育成をするとともに、ボランティアグループの支援を行います。	社会福祉協議会

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
ファミリー・サポート・ センター運営事業	仕事と育児の両立を支援するため、子育ての援助を必要とする人と、援助を行いたい人のマッチング支援を行う会員組織を運営します。	子育て支援課
子育てサポーター養成講座	各地域で開催されるこここサークルの子育て支援ボランティアである子育てサポーターのスキルアップやモチベーション維持のため各種養成講座を実施します。	こども未来館
災害ボランティア コーディネーター養成講座	大規模災害時に、市と社会福祉協議会が共同で開設する災害ボランティアセンターにて、支援を必要としている被災者ニーズを把握して、全国から駆け付けたボランティアを適材適所に派遣する「災害ボランティアコーディネーター」を養成します。	市民協働推進課 社会福祉協議会
校区市民館地域講座 の開催	校区市民館運営委員会による地域住民向け講座を開催し、コミュニティ活動や地域の学びの場のさらなる拡充を図ります。	市民協働推進課
障害者アートのための 研究・ワークショップ の開催	障害者の文化芸術活動を支援する人材を育成するため、障害に応じたサポート方法を学ぶ講習やワークショップを開催します。	文化課
読み聞かせボランティ ア育成講座	絵本の読み聞かせや紙芝居・手遊び等を通して本と人をつなぐ活動を行うボランティアを育成するとともに、ボランティアグループの支援を行います。	図書館

## 用語説明

### ◎アクティブシニアとは

主体的、積極的に生きがいを持って活発に活動する50代半ば以降のシニア層。

### ◎ボランティアセンターとは

市民参加によるボランティア活動を通して福祉のまちづくりを進めるため、総合福祉センター(あいトピア)内に設置し、ボランティアについての相談や情報提供、活動室・機材の貸出、ボランティアネットワーク事業の推進、ボランティアの養成・研究事業を進めている。

### ◎保護司とは

法務大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の国家公務員。保護観察官と協働した保護観察、住居や就職先などの生活環境の調整や相談に取り組む。

### ◎更生保護女性会とは

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした者や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体。更生保護活動、非行防止活動、子育て支援活動を3つの柱として、多様な活動を展開。

### ◎市民後見人とは

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の一般市民による成年後見人等。主な業務は、認知症や知的障害等で判断能力が不十分である人の金銭管理、福祉サービスの利用の支援等を実施。

市町村等の研修を終了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受け、成年後見人等としての活動を開始する。

### ◎認知症サポーターとは

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症の方やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。

### ◎民生委員児童委員とは

民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。また、こどもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員もいる。社会福祉の推進のため、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動のほか、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関するさまざまな相談・支援活動を行う。

## 基本目標2 地域づくり～つながり、つながる場の整備～

### 基本方針(1)顔がつながる居場所や交流場所づくり

#### 取り組みのポイント

地域で誰もが自分らしく暮らしていくためには、「居場所」や「役割」、そして人と人との「つながり」が欠かせません。こうしたつながりがあることで、地域住民同士が困りごとや課題を早期に発見し、問題が深刻化する前に解決できる可能性が広がります。また、日々の何気ない人とのつながりが課題解決のきっかけとなることもあり、地域の活性化や住民の心理的な充足感を向上させる上で、とても重要です。

#### <主な取り組み>

##### ①つながりを生む場の提供

住民同士がつながり、自然に支え合える関係を築けるよう、顔と顔が見える関係づくりを目指し、誰もが気軽に立ち寄り、人と触れ合い、つながることができる地域の居場所や交流の場を提供します。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
運動自主グループ 活動支援	高齢者が健康づくりや介護予防に取り組むことができる場を創出し、継続できるように、運動自主グループ等の立ち上げや活動の支援を行います。	長寿介護課
地域活動支援事業 <重層支援>	地域活動支援センターにおいて、障害者の創作的活動、生産活動及び社会との交流等の機会を提供することにより、障害者の自立した日常生活及び社会生活を営む支援を行います。	障害福祉課
こどもの居場所づくり	地域全体でこどもを見守り、安心して過ごせるこどもの居場所を普及・定着させるため、こども食堂や学習支援教室等の運営主体に対し、活動経費への補助や情報提供等の支援を行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点 事業 <重層支援>	地域における子育て支援機能の充実を図るため、乳幼児とその保護者に対し、遊びや交流、相談、情報交換ができる場を提供します。	こども未来館 保育課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業[民生委員児童委員])	赤ちゃんが生まれた家庭を地域の民生委員児童委員と主任児童委員が訪問し、その存在を知ってもらうとともに、子育ての悩みを抱える保護者を適切な行政の支援につなげます。	こども若者支援センター
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業[看護師等])	赤ちゃんが生まれた家庭を看護師等が訪問し、母子の健康状態の確認とともに、子育ての相談に応じて必要な助言や情報提供を行い、適切なサービスに結びつけます。	こども保健課
福祉関連施設向けワークショップ事業	特別支援学校・学級、福祉関連施設へ、ダンスや音楽等のワークショップ等を実施することで、障害等にかかわらず、創造力や協調性、コミュニケーション能力を育む機会を提供するとともに、文化芸術活動への参画の機会と鑑賞機会を提供します。	文化課
放課後子ども教室	地域の方々の参画を得て、こどもたちに学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供し、地域の教育力向上やこどもが安心して暮らせる環境づくりを推進します。	地域教育推進室
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	地域教育推進室
トヨッキースクール推進事業	すべての就学児童へ学校の授業では体験できないような多様な体験活動を提供することにより、人間形成を図るきっかけをつくとともに、地域住民が講師を務めることで、地域の大人が地域のこどもを育てる風土を醸成しながら、「顔と顔が見える」関係づくりを促進し、健全なまちづくりにつなげます。	地域教育推進室
「のびるndeスクール」・「Doのびるndeスクール」	平日の放課後や土曜日において多様な体験活動を提供することにより、こどもたちの健全育成と社会性の向上を目指します。また、新たな自分の力に気づき、幅広い選択肢がもてることもねらいとしています。	地域教育推進室
コミュニティ・スクール	「学校運営協議会」を設置した学校で、「地域とともにある学校」を目指して、学校・家庭・地域が連携・協働することで、こども達の豊かな学びと成長を支え、持続可能な社会の担い手の育成を図ります。	地域教育推進室

## ②場を生かした支え合いの推進

住民同士が築いた、顔と顔が見える関係を基盤として、地域の居場所や交流の場を活用して、住民主体の支え合い活動を地域全体に広げていきます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
更生保護における地 域での見守り活動  <再犯防止>	犯罪をした者等の社会の中での立ち直りを支えるため、保護司による面接場所を確保する等、関係機関が連携し、継続した見守り活動を実施できるよう支援していきます。	福祉政策課
お互いさまのまちづく り  <重層支援>	地域住民が主体となった互助の取り組みである「支え合い活動」の普及拡大を図るため、「お互いさまのまちづくり協議会」の運営及び生活支援コーディネーターの配置等により、「支え合い活動」団体数の増加を目指します。	長寿介護課
一声運動・友愛訪問の 実施	高齢者の孤立化を防ぐとともに地域福祉の向上を図るため、老人クラブ会員による高齢者世帯への訪問や声かけ運動等、高齢者同士の助け合い活動を支援します。	長寿介護課
学習・生活支援事業	ひとり親家庭や生活困窮世帯等の小学4年生から高校3年生を対象に大学生スタッフによる無料の「学習教室ステップ」を開催し、こどもの居場所づくりや学習支援を行います。また、元教員による学習支援コーディネーターを配置し、対象児童の保護者からの相談業務など、生活支援も行います。	生活福祉課 子育て支援課

## 用語説明

### ◎放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後(放課後)に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。

### ◎こども食堂とは

地域住民などが主体となって無料または低料金でこどもや保護者たちに食事を提供するコミュニティの場。

### ◎コミュニティ・スクールとは

保護者代表や地域住民等から構成される学校運営協議会を学校に設置し、学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組む仕組み。

### ◎お互いさまのまちづくりとは

高齢者が気軽に集うことができる「まちの居場所」の運営や、買い物や草取り等の日常生活を支援する「助け合い活動」等の互助の取り組み(支え合い活動)を通じて、地域住民一人ひとりができることを持ち寄る地域づくりのこと。

## 基本目標2 地域づくり～つながり、つながる場の整備～

### 基本方針(2)活躍したい人が活躍できる場所づくり

#### 取り組みのポイント

地域福祉活動は、地域のつながりを深め、住民同士がともに支え合う地域づくりに欠かせません。地域で活躍したい人が活躍できる環境を整えるため、地域の課題解決や住民ニーズに対応した取り組みを進める団体及び個人の活動に対して支援を行うことや、住民が集まり交流しながら活動できる拠点を提供することが重要です。

#### <主な取り組み>

##### ① 地域福祉活動への支援

地域の中で多様な団体や個人によって行われる福祉活動に対して、円滑に活動できる環境を整えるための支援を行います。また、住民が身近な地域での福祉活動に参加するきっかけをつくる場となるよう支援することで、支え合い、助け合いといった地域の絆を育み、地域全体の福祉の向上を目指します。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
共生の地域づくり 事業 ＜重層支援＞	地域における住民のニーズ、生活課題、それらに対応する社会資源や地域活動の状況などについて把握を行い、情報の整理、発信に取り組むことで、住民がより身近で地域活動に参加できるように支援します。また、地域のさまざまな人が気軽に関わり、安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。	福祉政策課
更生保護活動支援 事業 ＜再犯防止＞	保護司会、更生保護女性会や、豊橋市にある更生保護施設「智光寮」を運営する東三更生保護会に対し、情報共有や活動支援を継続して行うことにより、地域の再犯防止推進活動を推進します。	福祉政策課
成年後見人等からの 相談対応 ＜成年後見＞	成年後見支援センターにて、親族後見人からの相談に対する助言や、専門職後見人からの受任引継ぎなどの相談に対応することで、後見人活動が適切に行われるよう支援します。	福祉政策課
チームオレンジ事業	認知症の人ができる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備し、「共生」の地域づくりを推進します。	長寿介護課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
市民活動プラザにおける市民活動団体への支援	市民センター「カリオンビル」内にある市民活動プラザでは、市民活動を支援する拠点として、団体情報の収集や発信、ボランティア活動の相談対応、交流サロンや印刷室等の活動場所の提供を行います。	市民協働推進課

## ②地域福祉活動拠点の提供

地域福祉活動を活性化し、福祉活動の輪を広げることを目指して、団体や個人が交流しながら主体的に活動できる拠点を提供します。この拠点により、団体や個人が地域社会に貢献する場を広げ、地域全体で多様な活動を促進していきます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
福祉センター管理運営事業	地域の福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じて、高齢者や障害のある方、子育て世帯の方等へ福祉サービスの提供、ボランティアの養成及び活動の場の提供、福祉に関する情報の提供を行います。	福祉政策課
老人福祉センター等管理運営事業	老人福祉センターで高齢者の健康の増進・教養の向上・レクリエーションの場を高齢者に提供したり、高齢者活動センターで就業活動を行うための場を提供します。	長寿介護課
障害者福祉会館(さくらピア)管理運営事業	心身に障害のある方やその家族が、レクリエーションやスポーツ・文化教室等を楽しみながら、健康保持や気分転換、コミュニケーション、機能回復などを図る場を提供します。	障害福祉課
校区市民館管理運営事業	地域の課題解決など持続可能なまちづくり活動を促進するため、地域コミュニティや市民活動団体が安全・安心に利用できる拠点の環境整備を行います。	市民協働推進課

### 用語説明

#### ◎チームオレンジとは

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター(ボランティア)を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

## 基本目標2 地域づくり～つながり、つながる場の整備～

### 基本方針(3)安全・安心に暮らせる環境づくり

#### 取り組みのポイント

地域住民が互いに助け合いながら、属性を問わないつながりや支え合いを強めることは豊かな地域社会の基盤となります。地域で災害や犯罪、権利侵害などへの不安を感じることなく、すべての人がその人らしく、安全・安心に暮らすことのできる環境を整えることは非常に重要です。

#### <主な取り組み>

##### ①非常時や災害時でも安心できる取り組み

日頃から生活に不安を抱える人などの見守り活動や、地域全体の防災意識を高めるために避難訓練や災害への備えを推進するとともに、非常時や災害時には地域住民同士が助け合えるよう支援に取り組みます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
とよはし高齢者等 おかえり安心ネット ワーク事業	あらかじめ行方不明となる恐れがある高齢者等の本人、家族、親族等からの申し出により登録を行い、その高齢者等が行方不明となった場合に、協力者に対して情報を送信し、早期発見につなげるネットワークの運営に取り組みます。また、ライフライン事業者をはじめとした地域の事業者が、通常業務を行う中で高齢者等の異変に気付いた場合に市へ連絡をし、速やかに安否確認を行います。	長寿介護課
緊急通報装置設置 事業	心身に不安のある高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、緊急通報システムを整備し、緊急時に迅速な対応が可能な体制を構築します。	長寿介護課
見守りボランティア 事業	民生委員や自治会、近隣住民などの協力のもと、ひとり暮らし高齢者などの見守りネットワークづくりを進めます。この取り組みを、日常的な安心の確保だけでなく、災害時における要支援者の安全確保にもつなげていきます。	社会福祉協議会

<特に災害時の対応に焦点をあてたもの>

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
避難行動要支援者支援事業	出前講座の実施など、避難行動要支援者台帳の登録について周知を図るとともに、地域の民生委員や自主防災組織、近隣協力員による台帳活用を促進することで、地域の中で日頃の見守りや災害発生時の支援に役立てます。	福祉政策課
福祉避難所に関する事業	公共施設や社会福祉施設を福祉避難所として事前に指定し、災害が発生した際、必要に応じて開設することで、一般の避難所での生活が困難な要配慮者が安心して避難生活が送れるように配慮します。災害時使用する資機材の確保や、平時における災害時を想定した訓練を実施し、防災力の強化を図ります。	福祉政策課
自主防災組織育成事業	地域住民による平時からの主体的な防災に関する取り組みにより、災害の被害を予防し軽減するため、自主防災組織の育成を行います。	防災危機管理課
とよはし防災リーダー養成講座	平時から、地域住民が主体的に防災活動に取り組み、助け合い活動ができるよう、災害に関する知識や防災活動の技術の習得に関する講座を開催し、自主防災組織の中心となる「とよはし防災リーダー」を養成します。	防災危機管理課

## ② その人らしく暮らすための取り組み

誰もが自分らしく、尊厳を持って住み慣れた地域で暮らせるように、多様な背景を持つ人々を理解した支援を行い、ともに支え合える取り組みを進めます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
成年後見制度等に関する相談対応 ＜成年後見＞	成年後見支援センターにて、市民や福祉・医療関係者から、成年後見等に関する相談を受け付け、制度利用や課題解決の支援を行います。	福祉政策課
成年後見制度における適切な申立ての調整(受任調整) ＜成年後見＞	適切な後見人等の選任のため、市長申立て案件等、後見人等候補者の選定が必要なケースについて成年後見支援センターが受任調整会議を開催します。	福祉政策課
成年後見制度市長申立ての実施 ＜成年後見＞	認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方で、身寄りのない、または身寄りに頼れない方に対し、成年後見制度を利用することができるよう市長申立てを実施します。	長寿介護課 障害福祉課
成年後見制度利用支援事業 ＜成年後見＞	認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な方のうち、成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な方に対して、必要な費用を助成します。	長寿介護課 障害福祉課
日常生活自立支援事業 ＜成年後見＞	判断能力が不十分なために日常生活を営むことに支障のある高齢者・障害者に対して、生活費等の金銭管理や福祉サービスの利用支援を行い、権利擁護や自立した生活の維持に努めます。	社会福祉協議会
意思決定支援の推進 ＜成年後見＞	相談支援の各窓口や支援実施の際などにおいて、利用者の意思決定プロセスへ効果的に関与する意思決定支援の取り組みを推進します。	社会福祉協議会
高齢者虐待防止事業	高齢者虐待に関する相談や通報する窓口を設置し、高齢者虐待防止に係るネットワーク構築、啓発活動、研修を実施することで、高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域で安心して生活できる体制を確保します。	長寿介護課
障害者虐待防止事業	障害者虐待に関する相談や通報に対応する窓口を設置し、障害者の安全確保や事実確認等を行う体制を整備します。また、障害福祉サービス事業者等に対して権利擁護に関する研修を実施することで、支援力の向上を図ります。	障害福祉課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
こどもの権利条例 制定に向けた検討	家庭、地域、社会において、すべてのこどもの権利が尊重され、保証されるよう、「こどもの権利条例」の制定に向けて検討します。	子育て支援課
メンタルヘルス相談 事業	ブラジル人を対象に、メンタルヘルス相談を実施し、適切なケアを受けられるようポルトガル語カウンセラーによる継続した支援を行います。	多文化共生・国際課
シニアスポーツの振興 <重層支援>	高齢者の健康づくりと生きがいづくりを促進するため、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、パタンクのスポーツ大会を開催するとともに、競技指導や審判の育成などを行い、競技の普及を図ります。	長寿介護課
老人クラブ委託事業 <重層支援>	高齢者のいきがいづくりを目的として、奉仕活動(公園の清掃)や趣味の教室や大会の開催等を実施します。	長寿介護課
鑑賞サポート付き上演 の実施	あらゆる人々が等しく文化芸術の鑑賞・創造・活動への参画ができるよう、視覚障害者向け事前舞台説明会や、多言語話者向け字幕タブレットの貸出等の鑑賞サポート付きの上演を実施することで、誰もが文化芸術に親しめる機会を創出します。	文化課
舞台手話通訳付き 作品の創造発信	聴覚障害にかかわらず、誰もが文化芸術鑑賞を楽しめるよう、市民参加の舞台手話通訳付き公演等を実施します。	文化課

### ③ 住みよい地域の構築

さまざまな生活上での障壁を取り除き、誰もが安心して暮らせる地域を実現するために、施設や道路等のバリアフリー化を進めるとともに、生活環境を向上させるための制度やサービスを充実させます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
赤ちゃんの駅	乳幼児連れで安心して外出できるように、授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録・公表します。	子育て支援課
子育て応援駐車場整備促進事業	乳幼児連れの方が安心して利用できる駐車スペースを「子育て応援駐車場」として整備する民間事業者に対し、整備費用の一部を助成します。	子育て支援課
文化施設環境整備事業	文化施設への多目的トイレ設置等バリアフリーに配慮した環境整備に努めます。	文化課
一般廃棄物対策事業 (いわゆる「ごみ屋敷」対策)	不良な生活環境(物の堆積、雑草・樹木の繁茂)の相談があった場合に現地の確認や調査を行い、原因者に対する支援等により原因の解消を図ります。	廃棄物対策課
ふれあい収集	65歳以上の高齢者や障害者のうち、一人暮らしまたは高齢者や障害者のみで構成される世帯でごみ出しが困難な世帯を対象に戸別収集を実施します。	収集業務課
人にやさしい道づくり事業	誰でも安全に地域の歩道を利用することができるよう歩道の段差や街路樹による根上がりの解消のための工事を行い、安全で快適な歩行空間を確保します。	道路維持課
「地域生活」バス・タクシー運行事業 (コミュニティバス)	従来の乗合型公共交通サービスの運行が難しい地域において、「地域生活」バス・タクシーの運行により、鉄道駅などの交通結節点や買い物、通院、通勤、通学などの移動をサポートします。	都市交通課
駅・停留場などのバリアフリー化	高齢者、障害者等が安心して公共交通を利用できるようにするため、駅、停留場、車両等のバリアフリー化を促進します。	都市交通課
街区公園等整備事業	新たに整備する公園については、ユニバーサルデザインを採用する等、誰もが使いやすい公園の整備に努めます。	公園緑地課

## 用語説明

### ◎避難行動要支援者とは

地震などの災害が発生した際に自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な方。

### ◎自主防災組織とは

「自分たちのまちは自分たちで守る」の精神に基づき、地域住民が自発的に防災活動に取り組むための組織。

### ◎福祉避難所とは

高齢者や障害のある方など、避難生活において特別な配慮を必要とする方のために開設される避難所。

### ◎意思決定支援とは

障害や認知症により、一人で物事をうまく決められない方とともに歩み、考え、本人の意思を尊重し、その人らしい暮らしを一緒に作っていくこと。

### ◎赤ちゃんの駅とは

乳幼児を連れた保護者が無料でおむつ替えや授乳のできる施設・店舗の愛称。

### ◎ふれあい収集とは

家庭ごみをステーションへ自ら持ち出すことが困難な世帯を対象として、玄関先等で戸別収集する制度。受けることができるのは、原則として65歳以上または体が不自由な方の一人世帯で、ごみの持ち出しに周りの協力が得られない世帯。

## 基本目標3 仕組みづくり～包括的な支援体制の整備・強化～

### 基本方針(1)属性・世代を問わずすべての人を受け入れる仕組みづくり

#### 取り組みのポイント

地域福祉を充実させるためには、住民同士の支え合いが欠かせません。しかし、地域の困りごとや課題を見つけたとしても、それを解決につなげる仕組みがなければ課題は解決しません。「属性や世代を問わず、受け入れられるサービスの充実と、その質の向上」と「市民が適切なサービスを選択できる情報提供体制を整える」ことが、一人ひとりが「その人らしく」暮らしていくには重要になります。

#### <主な取り組み>

##### ①福祉サービス等の充実と質の向上

属性や世代を問わず、すべての人を受け入れられる地域を目指すため、行政や関係機関が提供する福祉サービスや公的支援の充実を図ります。また、これらのサービスの質を向上させることで、地域住民が必要な支援を適切に受けられるようにします。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 <重層支援>	複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人等へ、本人に対して信頼関係構築のため、丁寧な働きかけを行い、適切な支援へとつなげていきます。	福祉政策課
参加支援事業 <重層支援>	既存の各分野の社会参加に向けた支援では対応できないケースに対応するため、本人のニーズに添った地域の社会資源の活用を調整し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。	福祉政策課
社会福祉施設等指導 監査事業	適正な運営と施設利用者の処遇向上を図るため、社会福祉法及び関係法令等に基づき、社会福祉法人やサービス事業所等の指導監査及び運営指導を行います。	福祉政策課
住居確保給付金事業	就労能力と意欲のある離職者等が就職活動を安心して行うことができるよう、住宅費を給付するとともに、受給者の就職活動を支援します。 家計改善のため、家賃の低廉な住宅へ転居することで、自立した生活を送ることができるように支援します。	生活福祉課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
居住支援事業	住居を失った方に対して、一定期間宿泊施設の提供を行うとともに、経済的自立だけではなく、日常生活自立や社会生活自立を考慮したアセスメントを行い、社会とのつながりを結び直すための支援を行います。	生活福祉課
住まいの安定供給 【市営住宅】	住宅に困窮する低額所得者に対して市営住宅の適切な供給を図るとともに、高齢者、障害者などにとって安全・安心な居住環境整備を進めます。	住宅課
住まいの安定供給 【民間賃貸住宅】	住宅確保要配慮者が安心して安定的に住まいを確保できる民間賃貸住宅の市場環境を整備します。	住宅課
就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成や日常生活習慣の改善などの支援を、計画的かつ一貫して実施します。	生活福祉課
地域包括支援センター 運営事業  <重層支援>	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターを設置し、医療・福祉の専門職員が高齢者やその家族に支援や援助を包括的にを行います。	長寿介護課
高齢者移動支援事業	移動手段の確保が困難な高齢者を対象に、タクシー料金助成券や市電、渥美線、豊鉄バスなどで使える交通助成券等を交付し、高齢者の外出機会の維持と社会参加の支援、生活の質の向上を図ります。	長寿介護課
障害者社会参加促進 事業	障害者手帳所持者など、対象となる障害者にタクシー料金助成券や市電、渥美線、豊鉄バスなどで使える交通助成券等を交付し、外出による社会参加の機会を増やします。	障害福祉課
高齢者運転免許証 自主返納支援事業	運転免許証を自主返納した70歳以上の方を対象に、タクシー料金助成券や市電、渥美線、豊鉄バスなどで使える交通助成券等を交付することで、返納後の移動手段の選択を支援します。	安全生活課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
とよはし総合相談支援センター運営事業 <重層支援>	障害者相談支援に関する業務を総合的に行い、地域の関係機関と連携した相談支援体制の強化を図ります。また、研修等により障害福祉サービス等事業所の人材育成を実施し支援力の向上を図ります。さらに、日常生活の中での困りごとや悩みについて、同じ障害のある人やその家族が、本人と寄り添いながら一緒に解決策を探るピアカウンセリングを行うことにより、障害者の地域での生活を支えます。	障害福祉課
障害児者相談支援事業	障害のある方やその家族が地域で安心して生活を送るため、地域に相談場所を設置し、日常生活や社会生活などのさまざまな相談に応じるほか、情報提供や権利擁護のための援助を行います。	障害福祉課
医療的ケア児(者)への支援	保育園や学校等への看護師の派遣のほか、看護師等による外出時の移動支援を行います。また、家族の介護負担を軽減するため、自宅への看護師の派遣を行います。	障害福祉課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の外出における移動支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促します。	障害福祉課
意思疎通支援事業	聴覚障害者等への手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。また、本庁内に手話通訳者を配置し、来庁された聴覚障害者による行政手続きや相談、問合せなどを支援します。	障害福祉課
母子父子自立支援員による相談	ひとり親家庭の生活の安定のため、自立相談員による自立に必要な情報提供及び指導や職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て支援課
妊娠・出産・子育て総合相談窓口の設置 <重層支援>	安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠届出時から面接や電話等で妊娠・出産・子育てに関する切れ目ない相談支援を実施します。また、地域の子育て支援事業に関する情報提供も行います。	こども未来館 こども保健課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
保育コンシェルジュの 配置  <重層支援>	保育課に専任の保育コンシェルジュを配置し、保育サービスを必要とする保護者の意向や状況に寄り添い、入園前から入園に至るまでの継続した支援や子育てサービスの活用支援を行います。	保育課
こども家庭センターの 運営  <重層支援>	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、地域のすべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、情報の提供や相談等への対応、支援が必要な妊産婦や子育て家庭へのサポートプランに基づく支援等を行います。	こども若者支援 センター こども保健課
活字等広報事業	「広報とよはし」を読むことができない視覚障害者や外国籍市民に、市政情報や生活情報を発信するため点字や声の広報を発行したり、多言語で電子配信します。	広報広聴課
DV相談・女性及び 男性等に対する相談 事業	DVや性別等に起因する悩みや不安を解消するため、相談業務を実施します。	市民協働推進課
再犯防止に向けた保 健医療・福祉サービ スの提供  <再犯防止>	犯罪歴の有無だけで他の対象者と区別せず、犯罪歴の有無等を重要な背景として把握した上で、高齢者や障害者、少年や若者、女性、発達上の課題を有する人など、対象者の経歴や性格などの特性に応じ、関係機関が連携して支援を行うことで必要なサービスの提供を進めます。	関係各課

## ②情報提供の体制整備

すべての人が必要な情報を簡単に入手し、気軽に相談でき、適切な支援につながるよう、分かりやすい情報提供や情報発信手段の充実に取り組みます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
市や関係機関等の相談窓口の周知  <再犯防止>	犯罪をした者等が、必要な支援を円滑に受けることができるよう、刑事司法関係機関や矯正施設と連携を強化し、各種相談窓口や支援制度についての情報を適切に提供します。	福祉政策課
成年後見制度の相談窓口の周知  <成年後見>	成年後見制度の総合相談窓口として総合福祉センター内に成年後見支援センターがあることを広報紙に掲載するなど、周知を図ることで、成年後見制度を必要とする人が、適切な支援を受けることができるようにします。	福祉政策課
子育て支援情報の発信	子育て支援情報ポータルサイト「育なび」や、ボランティアの「とよはしパパママレポーター」によるSNSの発信等を通じ、子育て家庭に分かりやすい情報提供を行います。	子育て支援課
外国人相談事業	外国人市民等を対象に、ポルトガル語、タガログ語など多言語で相談の実施や行政情報の提供を行います。主に行政手続きの支援や行政情報の提供を行う外国人相談窓口を市役所内に設置し、広く生活全般にわたる情報の提供や関係機関の案内、相談に対応する豊橋市外国人総合相談窓口(インフォピア)を豊橋市国際交流協会内に設置します。  それぞれの窓口において、多言語通訳タブレットを配置し、希少言語にも対応できるようにしています。	多文化共生・国際課

## 用語説明

### ◎アウトリーチとは

自ら支援を求めることが難しい人や支援につながることに拒否的な人に対し、積極的な訪問などにより、支援や情報を届けること。

### ◎住宅確保要配慮者とは

住宅の確保に特に配慮が必要な人々を指し、主に高齢者、障害者、低所得者、子育て世帯等が含まれる。

### ◎医療的ケア児(者)とは

医療的ケアとは、自宅で家族などが日常的に行う、医療的生活援助行為のこと。医療的ケア児(者)とは、心身の機能に障害があり、呼吸や栄養摂取、排泄などの際に、医療機器やケアを必要とする方たち。

### ◎母子保健機能とは

主に妊産婦及び乳幼児を対象に妊娠・出産・子育てに関する各種相談を行う機能。

### ◎児童福祉機能とは

福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、こども等に関する相談全般を行う機能。

## 基本目標3 仕組みづくり～包括的な支援体制の整備・強化～

### 基本方針(2)制度や分野の枠組みを越えてみんなで支える仕組みづくり

#### 取り組みのポイント

社会情勢の変化に伴い、複雑化・複合化した課題や困りごとが増加しています。これらの課題を地域で把握し、適切な相談窓口につなげるだけでなく、地域の資源を活用し、多くの関係機関が連携して支援する体制を構築するとともに、ネットワークを強化し包括的な支援を進めていくことが重要です。

#### <主な取り組み>

##### ①多機関の協働による支援

単独の支援機関では解決が困難な課題に対応するため、制度や分野の枠組みを越えた多機関の連携による支援を実施し、必要な支援が受けられる体制を整えます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
多機関協働事業 <重層支援>	複雑化・複合化した課題を抱えており、単独の支援機関では対応が難しいケースに対し、関係機関間での情報共有や役割分担等の調整役を福祉相談サポートセンターが担い、関係機関と連携した支援を行います。	福祉政策課
地域ケア会議	地域で課題を抱える高齢者の個別事例や小地域単位で抱える高齢者の課題などを検討するため、医療や介護などの専門職や地域住民で構成される地域ケア会議を地域包括支援センター単位で開催します。また、市内3カ所の基幹型地域包括支援センターにおいては、広域的な地域ケア会議を開催します。検討した課題については、地域ケア推進会議で共有、検討を行います。	長寿介護課
自立相談支援事業 <重層支援>	訪問支援(アウトリーチ)も含め早い段階から支援を行い、生活困窮者自立支援法で定める各事業へのつなぎや関係機関との連携を図って生活困窮者の早期自立を支援します。	生活福祉課
学校等と連携した 非行防止の取り組み <再犯防止>	小中学校や高等学校、保護司会や更生保護女性会、主任児童委員、警察署等の関係機関と連携し情報共有を図るため設置した「豊橋市少年愛護センター補導委員会」により、少年の健全育成及び非行防止を目的としたさまざまな活動を行います。	生涯学習課

## ②関係機関間のネットワークの強化

制度や分野の枠を越え、地域全体で支え合う仕組みを構築するため、複雑化・複合化する課題等に迅速かつ的確に対応できる体制を整えます。そのため、関係機関が日頃から円滑に協働できるよう連携ネットワークを強化します。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
CSW（コミュニティソーシャルワーカー） 配置に向けた検討	地域においてさまざまな困りごとや支援が必要と思われる人々を多様なネットワークを通じて、早期発見・早期解決するための人材（CSW）の配置を検討します。また、制度の狭間や複雑化・複合化した案件についてCSWが各支援機関等と連携しながら、適切な支援につなげる体制の推進を検討していきます。	福祉政策課
更生保護における支援体制の確立 <b>&lt;再犯防止&gt;</b>	犯罪をした者等の立ち直りを地域全体で支えるために、刑事司法関係機関や保護観察所、民間協力者・団体が連携・協力するネットワーク型支援体制づくりに取り組みます。	福祉政策課
東三河ほいっぴネットワークの活用促進	医療と介護関係者間の情報共有を図るため、医療機関や介護事業所で利用者情報を共有する際に利用される「東三河ほいっぴネットワーク」のさらなる活用促進を図ります。	長寿介護課
障害者自立支援協議会の開催	地域の福祉や保健、医療、教育、就労等の関係機関によるネットワークの構築や相談支援体制の連携強化、地域課題の解決に向けた検討等を行います。	障害福祉課
児童虐待防止に関するネットワークの推進	児童虐待防止に関するネットワーク協議会を主体として、関係機関と連携強化を図り、要保護児童等を継続的に支援します。さらに、関係機関や関係者の資質向上を目指し、各種研修を実施します。またヤングケアラーの周知啓発、多機関協働による支援を行います。	こども若者支援センター
こども・若者支援	さまざまな背景を抱え、社会生活を営む上で困難を有するこども・若者に対して、支援機関同士がつながり、連携するネットワークを通じて支援を行います。	こども若者支援センター
犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等の多岐にわたるニーズを踏まえ、市が担うさまざまな支援業務担当課等と連携・協力して支援を行います。	安全生活課

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
依存症を有する人等 への支援	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存について、本人やその家族からの相談を受け、民間団体や医療機関と連携し、家族会や当事者会などへつなぎ、協働して支援を行います。	健康増進課
居住支援体制の整備	官民連携による居住支援協議会の設立や居住支援に係るさまざまな事業者のネットワークづくりにより、地域の居住支援体制を強化します。	住宅課

### 用語説明

#### ◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)とは

さまざまな困りごとや支援が必要と思われる人々を、多様なネットワークを通じて、早期発見・早期解決する。また、制度の狭間や複雑化・複合化した案件について各支援機関と連携しながら、適切な支援につなげる役割を果たす専門職。

#### ◎東三河ほいっぷネットワークとは

豊橋医師会、豊橋市歯科医師会、豊橋市薬剤師会、田原市医師会、豊橋市、豊橋市社会福祉協議会、地域包括支援センター、名古屋大学医学部附属病院先端医療臨床研究支援センターが参加した「東三河電子連絡帳協議会」が運用する、在宅医療・福祉統合型支援ネットワークシステム。

## 基本目標3 仕組みづくり～包括的な支援体制の整備・強化～

### 基本方針(3)多様な主体の相互連携や協働の仕組みづくり

#### 取り組みのポイント

多様化する住民の生活課題や複雑化・複合化する福祉ニーズに対応するためには、新たな主体との連携や協働を創っていくことも必要です。従来からの地域活動団体や行政に加えて、社会貢献活動に取り組む意欲のある企業や、「地域における公益的な取り組み」に努める社会福祉法人など、多様な主体の相互連携や協働の仕組みを築いていくことが重要となります。

#### <主な取り組み>

##### ① 民間の社会貢献活動との協働などの取り組み

地域の課題が多様化・複雑化する中で、幅広い視点からこれらに取り組むため、企業や民間団体をはじめ、さまざまな主体との連携・協働を強化していきます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
ゲートキーパー研修	心の健康に関する知識や専門機関へのつなぎ方等学ぶ「ゲートキーパー研修」を、地域住民や企業等に開催することで、地域全体で心の健康に対応できる力を育みます。	健康増進課
犯罪をした者等を雇用する企業などの開拓、社会的評価の向上 <b>&lt;再犯防止&gt;</b>	総合評価一般競争入札の評価項目の一つとして「企業の地域性や社会性等」を設け、協力雇用主登録がある場合に加点(優遇)することで、協力雇用主制度の普及を図ります。	契約検査課

##### ② 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進

社会福祉法人は、公益性と非営利性を備えた組織として、地域のニーズに応じた支援活動を実施することが求められています。また、社会福祉法人同士で情報共有や意見交換を行い、連携を深めることで、地域の課題解決に取り組めます。

事業名または 取り組み名	事業概要	担当課
社会福祉法人による公益的な取り組み	市内の社会福祉法人の公益的な取り組みに関する調査・情報収集を行い、また必要に応じて意見交換会を実施するなど、地域のニーズや活動における課題を把握した上で必要な取り組みを検討します。	社会福祉協議会

## 用語説明

### ◎ゲートキーパーとは

自殺の危険サインに気づき、声をかけ、傾聴し、適切な支援につなぎ、見守るという役割を担う人で、「いのちの門番」とも位置づけられる。

### ◎協力雇用主とは

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。